

## 1 業務の目的

本業務は、エネルギーの構造高度化に向け、新たな産業分野の開拓、エネルギー学習等の推進、エネルギーに関する市民の理解促進と地域振興、防災市民の安全・安心に繋げることを目指し市の再エネ普及・活用施策の基本方針を取り纏め令和5年度に策定した「大洲市エネルギービジョン」において定めた、再生可能エネルギーの導入に向け、別に定める項目について再生可能エネルギー発電設備の設置実現可能性調査を行い、次年度以降の再生可能エネルギー発電設備の設置に向け、企画提案を広く募集し、本業務を受託する事業者を選定することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名  
大洲市再生可能エネルギー発電設備設置実現可能性調査業務
- (2) 業務内容  
別紙「大洲市再生可能エネルギー発電設備設置実現可能性調査業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和7年3月10日（月）まで
- (4) 事業規模（提案限度価格）  
69,850,000円（消費税及び地方消費税等を含む。）

## 3 提案者資格要件

以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び市税（全税）の滞納がない者であること。
- (5) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、令和5・6年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (6) 提案書提出時点において、愛媛県又は大洲市から指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。
- (8) 過去5年以内に、同種調査や同種計画等のコンサルティング業務実績がある者。

※同種調査や同種計画等とは、再生可能エネルギー発電設備の設置を前提とした実現可能性調査のコンサルティング業務、エネルギービジョン策定コンサルティング業務、再エネ導入計画コンサルティング業務を指す。

#### 4 スケジュール

項 目	期 日	備 考
実施要領等の公表	令和6年4月11日(木)	大洲市公式ホームページに掲示
参加表明書提出期限	令和6年4月17日(水)	郵送又は持参 午後5時(必着)
参加資格審査結果通知	令和6年4月18日(木)	電子メールにて通知
質問書の受付期限	令和6年4月22日(月)	電子メール 午後5時(必着)
質問書に対する回答	令和6年4月23日(火)	電子メールにて回答
企画提案書等の提出期限	令和6年4月30日(火)	郵送又は持参 午後5時(必着)
一次審査(書類審査)結果通知	令和6年5月2日(木)	電子メールにて通知 プレゼンテーション案内送付
二次審査(プレゼンテーション)	令和6年5月10日(金)	大洲市役所
選定結果の通知及び公表	令和6年5月中旬	大洲市公式ホームページにて公表 電子メール、文書
業務委託契約の締結・業務開始	令和6年5月下旬 ※予定	

#### 5 参加表明書

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次のとおり参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出期限  
令和6年4月17日(水) 午後5時必着
- (2) 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	部数
①参加表明書	様式第1号	正本1部、副本10部
②会社概要書(企業パンフレット可)	任意様式	11部
③本要領3(8)に示した業務実績概要	任意様式	正本1部、副本10部
④本要領3(8)に示した業務契約書の鏡の写し	—	11部

- (3) 提出方法  
12に記載の担当課へ郵送又は持参。
- (4) 参加資格審査結果  
令和6年4月18日(木)までに、参加表明者全てに審査結果を電子メールにて通知する。

#### 6 質問受付及び回答

- (1) 受付期限  
令和6年4月22日(月) 午後5時必着

(2) 質問提出方法

実施要領等に係る質問は、質問書（様式第2号）により、12に記載の担当課へ電子メールで行うこと。

※メールの件名に「再エネ導入可能性調査質問書（法人名）」と記入のこと。

(3) 回答方法

質問事項の回答は、令和6年4月23日（火）までに、参加資格審査を通過した参加表明者全てに電子メールで回答する。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年4月30日（火）午後5時必着

(2) 提出書類及び提出部数

提出書類		様式等	部数
①企画提案書		様式第3号	正本1部、副本10部
②業務実施体制		様式第4号	正本1部、副本10部
③予定技術者の経歴等		様式第5号	正本1部、副本10部
④予定技術者の業務実績		様式第6号	正本1部、副本10部
⑤テーマ別企画提案		様式第7号	正本1部、副本10部
テーマ1	業務の実施方針、工程計画、業務を遂行させるための連携（委員会・ステークホルダー等）の展開イメージ		
テーマ2	大洲市の地域特性を活かし、課題解決を行うための再エネ導入計画の展開イメージ		
テーマ3	再生可能エネルギー発電設備設置に繋げるための的確な調査方法の展開イメージ。		
⑥見積書及び内訳書		任意様式	1部

(3) 提出方法

12に記載の担当課へ郵送又は持参

(4) その他

- ① 企画提案書は業務実施に当たっての基本的な考え方や手法、PRポイント等を求めるもので、成果品の一部の作成や提出を求めるものではないこと。
- ② 提出後の提出書類等の差し替え及び修正、追加等は認めない。ただし、審査に必要と認める場合は、補足の資料の提出を求めることがある。
- ③ 企画提案書は、専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ平易な表現とすること。やむを得ず難解な専門用語を用いる場合は、注釈を付けること。
- ④ 企画提案書に記載した管理技術者等の主たる従事予定者を変更することはできない。
- ⑤ 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- ⑥ 参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を速やかに郵送又は持参にて12に記載の担当課へ提出すること。

## 8 選定審査

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

### (1) 一次審査（書類審査）

提出書類を基に審査を行い、企画提案書提出者が多数の場合は、上位3者程度を選定する。企画提案者の選定結果は、令和6年5月2日(木)に全ての企画提案書提出者へ電子メールにて通知する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

#### ①実施日：令和6年5月10日(金)

※開始時間及び場所については、別途連絡する。

#### ②プレゼンテーションの方法

ア 実施順は、企画提案書の受付順とする。

イ 説明時間は1業者につき、20分までとする。

ウ 出席者は3名以内とし、本業務の管理技術者となるものは必ず出席すること。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。

オ 次のいずれかに該当する場合は提案者を失格とする。

- ・プレゼンテーションに出席しなかった場合。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ・本実施要領で示す委託額を超過する額で提案が行われた場合。
- ・公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合。

#### ③ヒアリングの方法

プレゼンテーションに引き続き、1業者あたり10分程度のヒアリングを実施する。

## 9 審査方法

### (1) 選定手順

市が設置する「大洲市再生可能エネルギー発電設備設置実現可能性調査業務事業者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、「評価基準」に基づき評価及び選定を行う。

なお、参加事業者が1者のみであっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、「評価基準」に基づき評価を行い選定の可否を決定する。

評価基準			配点
評価項目	評価ポイント		
業務遂行能力等	企業の評価	業務実績	5
	配置技術者の評価	経験、業務実績	10
	実施体制	実施体制	10
提案内容（テーマ別提案）	的確性、実現性、合理性		54
プレゼンテーション及びヒアリング	取組意欲、対応力		16
見積価格	最低価格/提案者の価格×配点		5
合計点			100

### (2) 優先交渉権者の決定

審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先交渉権者として決定する。

ただし、評価合計点の6割以上を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

また、最高評価点に同数が出た場合は、見積額が廉価であった事業者を優先交渉権者として選定する。

(3) 選定結果

選定結果については、優先交渉権者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に電子メール及び書面で通知するとともに、大洲市公式ホームページに公表する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

## 10 契約締結

優先交渉権者決定後、提案内容に基づき協議を行い、両者協議が整った場合、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとする。

なお、下記のいずれかに該当し、その法人と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「3 提案者資格要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

## 11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の仕様内容は、仕様書等にその予定を記載しているものであるため、仕様内容の確定については、契約締結前に優先交渉者との協議により変更する場合がある。
- (4) 提出された参考見積書は、契約金額を保障するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求める。
- (5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 企画提案書等のため作成した資料や、本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (8) 提出された書類は、大洲市情報公開条例に基づき非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (9) 本実施要領に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

## 12 担当課

愛媛県大洲市環境商工部 環境生活課 環境政策係

住 所：〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

電 話：0893-57-9966

F A X：0893-24-1736

E-mail：kankyouseikatsuka@city.ozu.ehime.jp